

ヘイトスピーチに係る法整備を求める意見書

近年、我が国においては一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動「ヘイトスピーチ」が、社会的問題になっています。

昨年、国際連合人種差別撤廃委員会は、対日審査会合に関する最終見解を公表し「ヘイトスピーチ」と呼ばれる人種差別的な街宣活動に懸念を表明し、差別をあおる行為に関与した個人や団体を捜査し、必要な場合は起訴するよう勧告しました。

国際連合人権規約委員会においても、対日審査の最終見解で懸念を示し、差別をあおる全ての宣伝活動の禁止を日本国政府に勧告しています。

それらのことから社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵すヘイトスピーチを放置することは、国際社会において我が国への信頼を失うことになりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策に係る法整備を速やかに行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年12月17日

宮城県美里町議会議長 吉 田 眞 悦

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	岩 城 光 英 殿